

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかしながら、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、5類へ移行したとはいえ、引き続きの経済の回復策も含めた新型コロナウイルス感染症への対策や、多発する大規模災害への対策にも迫られている。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を強く求める。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体で混乱が生じないように、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
3. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

延岡市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(地方創生)(経済財政政策担当)
衆議院議長
参議院議長